

第十三回 参議院建設委員会會議録第二十九号

昭和二十七年四月二十四日(木曜日)午前十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君
小川 久義君

委員

楠瀬 常裕君
島津 忠彦君
深水 六郎君
松浦 定義君
東 隆君

委員外議員

池田宇右衛門君

政府委員

特別調達庁長官 板道 吉吉君
特別調達庁 長岡 伊八君
管理部長

建設省住宅局長 師岡健四郎君

事務局側

常任委員 武井 篤君
常任委員 菊池 瑾三君
常任委員 會專門員

法制局側

参事(第一部長) 今枝 常男君

説明員

外務事務官 小沢 武夫君
(外務省国際協力局勤務)

本日の會議に付した事件

○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の

実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案(内閣送付)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題に供します。本法案につきまして御質疑のおありのかたは順次御発言を願います。ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を始めして下さい。御質疑のおありのかたは御発言願います。

○田中一君 前回の委員会の継続のことなんですが、第十二條の2のほうの中央調達不動産審議会というものの内容を御説明願います。

○政府委員(長岡伊八君) これは不動産審議会は先般申上げましたが、中央不動産審議会と地方の各局にも別に地方審議会を設けてございます。このメンバーは関係官庁も入つておりますし、それ、学識経験のあるかた、民間の有力なかたに参加して頂いております。只今中央審議会の会長は前の長官の阿部さんにお願しておる次第でございます。

○田中一君 現在の審議会の構成員の資料をお出し願いたいと思つております。

○政府委員(長岡伊八君) かしこまりました。

○田中一君 それから十二條の1の項ですが、「利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、この「政令の定める」というのは何を定めるのですか。

○政府委員(長岡伊八君) これは單なる手続をきめたいと、こう考えておるのでございます。

○田中一君 手続をどういう工合にきめるつもりなんですか、政令でしなきゃならない手続というのはこの法律には要らない手続ということなんですか。

○政府委員(長岡伊八君) これはこの土地收用法のほうで申しますと、九十四條にありますよ。細かい申請をどういうふうに住所を書くとか、事業の種類をどういつたような細かいこという書類を出して頂きたい、これで規則としてこへ書き上げるようなものではないことを予想いたしておる次第でございます。

○田中一君 この際ここにはつきりと土地收用法九十四條というのを適用するとか、この土地收用法というのを規定したほうが明確になるのじやないかと思つて。政令なんというもので政令で何をやるか、今おつしやるように、土地收用法に言つておるところの第九十四條を準用するということならば、第十四條の「土地收用法の適用」の中に入れて、政令なんという行政面に無條件委託というふうなものがないか、明確に指定したほうがいんじやないかと、こう考えておるのですが、如何なものでしょうか。

○政府委員(長岡伊八君) 実はこの政

令に掲げますものは、政令案を用意したいと思つておられますが、請求者の住所氏名とか、返還される土地の表示、不服の要旨その他関連した事項を書き上げて頂く、この様式を定めたいという、権利の実体に関するものではございませんので、一応併し一定いたしておきますと、一応併し一規定にしておきたいという考えでかやうにいたしておるわけでありませう。

○田中一君 今管理部長の説明を聞きまして、土地收用法九十四條というのは損失補償の裁決手続ということになつておられますが、これは結局不服のものである、不服というのには相手方が不服なわけなんです。国から見た場合には、それが手続だけをやるという規定が政令だといわれるならば、そのように法文の序列の作り方があつたじやないかと思つて。政令というのは結局行政権に委ねるといふことなんです。もう少し明確に打出すことがいんじやないかと思つて。いわゆる收用される人間の利益を考へるならば、明確にかかるといふ出ろといふことならば、そのように明確に條文に書込んだらどうかと思つておる。

○政府委員(長岡伊八君) 只今私が申上げましたこの收用法の九十四條といふのは考へ違ひでございました。これは取消します。御指摘の通りにこへ

をここに書くといふのも一応御尤もでございますけれども、その内容がさほど権利関係をどうするということでございます。一定するといふ細かいことでございますので、この法律案の中へ入れずに別に形式をきましてそれによりたい、こう考へたのでございます。

○田中一君 それではここに手続だといふことを明確に入れたら如何ですか。不服があるというものは自分の損害に対する不服なんです。権利を侵さないといふことは自分の権利に對する不服が言われているものなんです。それを政令といふことで内容を明らかにしないといふことは結局不安があるんです。それはどういふ名前をつけるかといふことも今手続上の問題だといふならば、それじや政令で定める手続上の問題を、その手続は政令で定めるといふことに作り替へることではないんですか。自分の権利に對して不服だといふことを言つておるんです。その場合に政令が何を指すか、あなたが今手続だとおつしやるならば少しはつきりしたように、ここに明文がでないものでか。

○政府委員(長岡伊八君) まあこれは政令に定める手続による書きましたならば田中委員の御指摘の通りだと思つておるんです。「政令で定めるところにより」といふところという意味は実はその意味を現わすために書きましたことでございます。この政令で定めるところは、先ほど述べま

したことは、先ほど述べたことと同じでございます。この政令で定めるところは、先ほど述べたことと同じでございます。この政令で定めるところは、先ほど述べたことと同じでございます。

したように、請求者の住所とかその他細かい二、三のことを書き上げるつもりで、狙いは同じような考えで「こういふ規定にいたしてあるのであります」

○田中一君 私法を知らんからそういう気持を持たれるか知らんですけども、これは法制局を呼んでもらつて、今管理部長が言うような解釈が、「政令で定めるところにより」といふことが、政令の定める手続により」といふことかというところを明確にして頂きたいと思ふんです。この際法制局を呼んでそういうことに解釈できるかどうかというところを聞いて頂きたいと思ふんです。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 呼びましたよ。皆さんにお語りいたします。只今農林委員の池田宇右衛門君が本法案につきまして委員外発言を求めて参りましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 只今委員長(廣瀬興兵衛君) 御異議ないものと認めまして委員外発言を許可いたします。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 只今委員長の御発言によりまして委員の皆さんの御賛成を頂きましたことをまず感謝いたします。建設委員会において、この御承知のこの日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案に對して、農林委員会を代表いたしました私及び飯島連次郎君、小林孝平君私の三名が委員外発言をいたしましたこと存じまして皆さんの御賛成、御許可を願ひたい次第であります。

野田務大臣同席の下においていたしたと存じますので、御同意を頂けましたら、明日若し明日都合が悪かつたら成るべく近いうちに三大臣の出席を求められ発言の機会を與えられたらお願いいたしますのであります。なお予定がわかりましたらその際御通知を頂ければ大変に幸甚の至りとするところでありまして、以上お願いいたします次第であります。

○委員長(廣瀬興兵衛君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(廣瀬興兵衛君) それでは速記を付けて下さい。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 大変御貴重な時間を割いて頂いて有難うございました。よろしくお願いいたします。

○田中一君 法制局が来るまで別の質問をしてよろしくございませうか。

○委員外議員(池田宇右衛門君) どうぞ。

○田中一君 第十二條の條文ですが、不服の申立の内容が土地收用法を準用するとか適用するとかいうものはただこの不服の申立に對してはこの二項だけがその明文になつておるんですが、土地收用法の準用といふんですが、その土地面がその何條を使うか、その法律のどこに書込んであるかお示しを願ひたいのです。

○政府委員(長岡伊八君) その点は第十四條に規定いたしております。適用いたしません條文をここに掲げまして、その他のものを適用することについてはお示しを願ひたいです。

○田中一君 この土地收用法の何條がこの不服の申立に該当するかちよつとおわかりでしたらお知らせ願ひたいのですが。

○政府委員(長岡伊八君) この十二條はいわばこの法律の特別なものでありまして、土地收用法にはこれに該当するものがないように存じております。

○田中一君 私はこの收用或いは使用という問題の場合土地收用法では調停の申立という項目もありまして、そのほかに訴訟の問題もあるわけなんです。従つてこれが不服があつても総理大臣に不服を申立てる、その場合には中央調停不動産審議会の意見を聞くことだけで、その決定は改めて今度は附則の第六項の損失補償の場合には、收用委員会に裁決の申請をすることができ、こう書いておられますが、結局権利者の権利が侵害される場合、協定がつかない場合にはどうしてその権利を守るかについての明文がないと思ひますが、それをこの條文のうちから拾ひ出して行くのですか。

○政府委員(長岡伊八君) これは実は損失の補償の問題になりますと、実は解除になりましたときこれが一番大事な点でございまして、一番使用なり収用された者に与りまして重大な点でございまして、わざ／＼我々事務をとります者がやりましただけで勝手に押しつけがましいことをするということとは許されませんので、総理大臣に不服の申立をいたしましたに更にその内容の検討を加える。而も総理大臣はその際には中央審議会という別な機関に諮つてその内容を決定する。而もそれがなのお話がつきません場合にはこれは一般の手続によりまして訴訟になる

こともある次第でありまして、決してその意味におきまして権利者の権利を制限するという気持は毛頭持つておりません。でき得る限り慎重に取扱いたし、かように考えましてこの第十二條を設けた次第であります。

○田中一君 そうするとこの不服の申立が承認されない場合には、訴訟を起してその目的の貫徹のために争うといふことができるのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 御指摘の通りでございます。

○田中一君 それはどこに規定してあるのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 本法にはそれは規定いたしておりませんけれども、この法律によりましてこれが最終的のものだといふ建前になつておられますので、権利関係につきましてその補償の点につきまして争ひがどうして解決いたしませんときは、これは國に對しては権利者が訴訟を起し得ることは当然だと考えております。

○田中一君 私は、この不服の申立の第十二條ですね、これはもう少しはつきりと今そうするのだ、ああするのだという御説明ですが、何によつてそうするかというところを明確にお示し願ひたいと思ふ。

それからも一つは、不服があろうがなからうが、この法律が発効すれば先に取られてしまふのですか。取られてしまつて勿論不服の申立ということになるのですか。それとも審議会で以て決定しなければその物件は使用又は收用されないのですか。

○政府委員(長岡伊八君) この第十二條は第十一條の一項に規定いたしておりますように原状に回復しないで返還

する、この場合に限つておるのでございます。と申しますのは原状に回復して返しますのが原則でございますけれども、この十一條に規定いたしたように原状に回復するといふことが如何にも経済的に見ても常識的に見て不合理である、そのときには原状に回復しないでも返して差支えない。但しそれによりまして損害が発生した場合に補償しなければならぬ。こういう規定になつておりますので、その際是非とも原状回復してもらいたいという希望も起りましようし、又原状回復しないで補償いたします補償額の問題が話がつかない、これは事実事務をやりましますのは地方局で取扱いますが、その際に話がつかないという場合にはもう一段念入りにその権利を保護する必要があるといふので、この不服申立の規定を設けた次第でございます。

○赤木正雄君 この法案には直接関係がないかも知れませんが、要するにこの法案を適用することになりますと、その元は先ほどお話の合同委員会が土地を使用することを決定するといふことになりまして、そこで直接関係ありませんが、御参考になりたいたいが、合同委員会というものはどういふ人が日本國から出ているのでしょうか。

○政府委員(長岡伊八君) 合同委員会は御承知の通りに日米双方から出るものになつておりますが、具体的に誰がこの任に当られるかといふことはまだきまつていないように承知いたしております。

○赤木正雄君 この間中から合同委員会が今調査中とかおつしやつたように思ひますが、合同委員会がなにしてどうい

うふうのメンバーでどの土地を使用するか、今きめておられるのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 先般来申上げましたのは、只今では準備作業班というものができておりますが、この準備作業班が合同委員会のできまますまでの仕事をいたしまして、これを合同委員会に引継がれるものと考えております。土地の問題に限りませう、準備作業班は部門を分けて現在作業いたしておる次第であります。農地等の問題につきましては、たしか農地局長が委員長と申しますか日本側の代表として折衝に當つておられるはずであります。

○赤木正雄君 準備作業班は米軍と日本側と同じような数なんでしょうか。

○政府委員(長岡伊八君) 米軍側でも日本側でも主たる代表は一人でありまして、この下に又委員が二、三名ずつ出ております。又更にいろいろ部を分けておられます。これにはまあ日本側としましては必要に應じましていろいろ専門家をいづれでも出せるようにいたしておられますがアメリカ側においても又相当多数出て来る場合がございます。従いまして或る小さな委員会を置きますと、日本側が五名、向うが五名、或いは向うが多くて場合によつては日本が少い、そのときいろいろの必要に應じて自由に出せることになつております。

○赤木正雄君 私はその点を承わりたいのは、先ほど申す通りに、この法案を適用する、或いは收用するとかいろいろ細かいことを適用する場合に、準備作業班で農民の考えとか、或いは土地所有者の考えとか、それをよく

く審議してなさればそういう問題は起らないんでありますから、そういう場合、日本側として我々を代表するような人が出ておるかどうか、それを聞きたかつたのです。それでうまく行つておれば、こういう問題は起らんですから、それを聞きたいのです。

○政府委員(長岡伊八君) 将来正式に合同委員会が発足いたします場合には、勿論正式な代表者というものは、それ／＼一名であります。それにいろいろ問題が合同委員会に出ます場合に、日本側といたしましてはそれ／＼の部門の専門家というものを引連れてそこに出て、いろいろ討議が可能だと存しております。

○小川久義君 本案についてまだいろいろ質疑があると思ひますが、先ほど農林委員会の代表が申述べた通り、三大臣出席の上で一つ質疑を交わすことにして、今日はこの程度で……。

○委員(長岡伊八君) ちよつと申上げますが、国際協力局の小沢事務官が参りましたので、赤木先生から何か御質疑があるように……。

○赤木正雄君 よろしくございます。

○田中一君 先ほど申上げました法制局からの返事を聞いて、今の小川君の議事進行に賛成します。

○委員(長岡伊八君) もう一遍法制局を呼びに参ります。速記をとめて下さい。

○委員(長岡伊八君) 速記を始め下さい。

○赤木正雄君 予備作業班のかたが見えておるようでありませうからして、予備作業班としてはこの問題に対してどうういふふうにされておりますか。今ま

での進行状態を伺いたいと思ひます。

○説明員(小沢武夫君) 只今の御質問に對しましては、昨日伊閣局長が参議院の外務委員会におきまして御説明申上げました程度のことと我々は了解しております。重ねて申上げますと、大

体現在の予備作業班で現地視察を完了いたしましたのは、北海道、東北、関東、信越の四地区でございます。その結果、北海道、東北方面におきましては、大

体使用施設その他につきましては或る程度の合意のできたものもありません。併しながらそのいわゆる地域の広さと申しますとまだはつきりした結論に到つていないようでございます。と申しますのは、大体現在使つておりますものを引続き使用したいという希望について、こちら側も同意をしたものもございまして、その広さ等につきましても、軍のほうで多少それを殖やしても

らいたいという要望のある所もありませんので、そういう点につきましてはまだはつきりした結論は出ておりません。関東地方につきましては現在折衝中でありまして、その他静岡以西の現地調査はまだ行われておりませんので、大体来週以降からその方面のことをやるのではないかと考えております。これ又現地視察の上改めて米軍側と協議をするというところになると思ひます。以上のような状態でございます。

○赤木正雄君 全貌と申しますか少しわかりましたが、今までの向うと折衝なされた地域においては、農地のごときは多少使用される土地が殖えるような形になつておるのですか。

○説明員(小沢武夫君) その点につきましても、演習地並びに飛行場が当面問題になると考へますが、大体飛行場

等につきましては、航空機の性能の進歩に伴ひまして滑走路の拡張問題とい

いますのがやや必然的に起きて来ています現状であります。併しながらこの点につきましては、なお米軍側と十分協議しまして、地元の農村のかた／＼と

うまく話し合ひをした上できめて行きたいと考へております。それから演習地等につきましては、これ又現在よりも或いは広くし、或いは小さくするとい

う要望が出ております。これにつきましても大体若し協働の場合でも、演習を現実に行わぬ場合にはそこで農耕ができるように米軍側と話を合わせるつもりでおります。そういう状態でございます。

○赤木正雄君 呉とか横須賀ですか、そういう土地に對してはまたどうなつておるかわかりませんか。

○説明員(小沢武夫君) 呉につきましても……。

○赤木正雄君 佐世保です。

○政府委員(小沢武夫君) 佐世保でございますか。佐世保のほうはまだ現地視察をいたしておりませんし、現実に米軍側との話し合ひをいたしておりません。これは来週以降現地視察が行われる予定でございます。その上で現地側の意向も十分考慮しまして米軍側と折衝したいと考へております。

横須賀につきましては、これは米軍側と共同視察ではないのですが私のほうもちよ／＼見に行つております。現在あそこで新規要求になつておりますのは、すでに皆様の御承知の通り、追浜でございます。追浜につきましてはまだ現在話し合ひがいつておりませんが、併しいずれにしても近い将来に何とか話し合ひをしなければならぬ問題

と考へております。併し現状においては米軍側とは話し合ひはいつておりません次第でございます。

○赤木正雄君 横須賀にいたしまして、今まで進駐軍が使用していた土地に對して、現在の横須賀市民は特別な考へを持つております。又佐世保にしてもそうです。そういうことはやはりあなたのほうの耳に入つておりますか。

○説明員(小沢武夫君) 特別の市民の声というのはまだ入つて来ておりません。ただいろいろ陳情等には、横須賀は現在以上接收を拡大しないであらうという要望は、市長等から来ております。それから佐世保につきましては二、三カ所接收を解除してもらいたいという陳情も来ております。それは市長より参つておる陳情でございます。まあそれを市民の代表として我々考へておるわけでございます。

○東原君 この場合の土地の問題水面

○政府委員(長岡伊八君) 水面につきましても漁業補償といつたような問題が起るのでありますが、これは私所有のものを対象といたしておりませう関係上、水面につきましてはその制限から或いは外れるかと思ひます。

○東原君 そうすると、こういう問題はどうかになりますか。以前進駐軍が演習をしておつた所、それから海上と連携をとつて演習をしている、そういうような所が、恐らく今回は駐留軍のものとして指定を受ける虞れはありますね。そういうような場合に、そこに住んでいる農家はかりじやなく漁家が非常に多いと思ひます。その面における補償、そういう面はこれでやりますか。

○政府委員(長岡伊八君) 漁民の住んでおります土地が指定されたまゝと本法の適用が起つて来ると思いますが、今の漁業権の問題につきましては、これは別途補償をこれまででもいたしているでございます。それから従来進駐軍の公務に基きます損害につきましては、厚生省所管の見舞金制度があつたのでございますが、今度は行政協定十八條に基きまして、向うの公務執行によります損害につきましては別途補償することになっております。本法の適用外の問題があるわけでございます。

○委員(廣瀨興兵衛君) ちよつと田中君、あれですが、法制局の第一部長の今枝常夫氏が参られましたから、一つその方面の御質問を願いたいと思つてます。

○田中一君 その前に、東君の質問に關連するのですが、この法律の定義の第二條に、「土地等」というのは土地收用法第五條に規定する権利をいつてる、この規定しております。土地收用法の第五條には、今管理部長から御説明があつたのですが、三項に、「土地、河川の敷地又は流水、海水その他の水を第三條各号の一に規定する事業の用に供するため」云々。この場合には漁業権その他を全部使用することができるといふことになつて居るのです。従つてこの「使用される」といふこれがあつたらば、その補償の問題はおのずからこの收用法に規定しなければならぬわけですが、この法律外に適用するといふことではないと思つてますが、その点如何ですか。

○政府委員(長岡伊八君) 只今私の前の答弁がはつきりいたさなかつたかも知れませんが、田中委員の御指摘の通り、收用法の規定いたしてあります権利を使用なら使用しなければならぬといふことでありますならば、当然本法によりまして補償いたします。

○田中一君 法制局のかたに伺いたいのは、この法律の第十二條の一項の「利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し不服の申立をすることが出来る。」とありますが、今調達庁のほうの御説明では「政令で定めるところ」といふのはその手続を指しているのだ、こゝろいう解釈があつたんです。若しも手続のみを政令で定めるところならば、政令で定める手続とどういふことになつたほうが明確ではないか。併しこの政令という文字には何かの内容を含んでおるのじやなからうかという疑念を持つて質問したんです。今のような説明で正しいのでしうかどうか伺いたいと思つてます。

○法制局参事(今枝常男君) 只今御指摘の点でございますが、これは表現自体から参りますとお説のように非常に広い表現になつております。ところがこの場合の関係を條文に當つて読んでみますと、手続以外のことで個々の面を定めるようになつておるものと相像されないやうに思つておられます。そういう意味から参りました結局は政令に限り来られるんじゃないかと、このように思われるのでございます。

○田中一君 今の政令で手続に限られるとおつしやるのですか。

○法制局参事(今枝常男君) ここでこの「政令で定める」といふ事項は、手続以外の事項はちよつとこの場合として想像されないうに思つてますので、

その意味においてここで「政令で定め」といふことは手続だけが定められるという結果になるのではなからうか。従つて表現は広いのであります。定めるといふだけになるんじゃないかと、こゝろ思つておられますが、つまりここで規定しております場合において、手続以外のことで更に政令で定めなからうか、こゝろも想像されないうに思つておられます。今ちよつと見ましたところではそういう意味におきまして、結局は個々の政令で定めるところは手続だけになるのじやなからうか、こゝろ思つておられます。

○田中一君 この場合に手続を定めるというのを明確に打出すことは、何か作文上の欠陥があるのですか。

○法制局参事(今枝常男君) そういう意味でございまして、手続とどういふことを入れまして別段支障はございません。それならそれではつきりすると思つてます。

○田中一君 今法制局の御説明と特調の御説明で大体その内容はわかりました。然らばこゝろではつきりこれは権利を擁護するといふ点ですから、不明確な表現でなくはつきり手続を定めるといふことを明確に打出すことが正しい行き方ではなからうかと、こゝろ考へるのです。これに対して長官どうお考えになるのですか。

○政府委員(根道広吉君) これはまあどちらに書いても同じことでありまして内容としては異存ありません。今こゝで直すといたしますと、いろ／＼面倒も生じますのでできるならこのままにして頂きたいと、こゝろ存じます。

○小川久義君 いずれ農地も或る程度の接収は免れんと思つてますが、その際に価格が種々問題になる。価格補償といふことなんですか、この間新聞に何か農林省の農地に対する価格が発表された。水田が八万何千円ですか。それから今までの買収した実例からしても一反歩十五万円といふものもある。一反歩十万円、十二万円といふものもあるわけですね、内地のは。ところが今のアメリカの關係で接収されるものが余りにも低過ぎると、価格がさういふことに陥るやうに思つてますが、今までの実例から見るとその点はどうお考えですか。

○政府委員(長岡伊八君) これまで進駐軍に提供いたしました土地の代が安いといふことを始終非難されるのでございしますが、これは実はこれまででは殆んど收用したものはございませぬ。借りましてそれに地代を拂ひました、立退きますときには立退料なら立退料を拂ひまして、年々借賃を拂ひつけておられます。ところが實際問題といたしましては耕作ができなくなりまして、関係者から見ますと土地を取られたといふことにも相成りますので、非常に安いと言われるのであります。今度この法律によりまして、若し買取るといふことになりましたらば、これはその近傍の地代を参酌いたしまして委員会で決定されることになると思つてます。使用いたしますときにやはりその近傍の地代が基準になる。従つて我々といつたしましてこの事務を取扱います者は、常にこの法律によるといふことではございません。その前にでき得る限り推計によりたいのでありますから、そのときにはこの法律にマ

ツチいたしますだけの手続をとりましてでき得る限り農民の利益擁護といふことに努めたいとかやうに考へておる次第であります。

○小川久義君 その近傍の例、基準といふことなんですか、先ほど申し上げましたように日本の農地に対しての基準、又公定価格といふものがないしまちまちの面が多いのです。使用目的、又被收用者の如何によつて価格が五、六倍にもなる場合がある。一つの例を申し上げますと、今僕らの河川の敷地の買収してありますが、昨年十月買収したのは坪九十円で一反歩二万七千円ですか、一方又高等学校の敷地を買収したやつが一反歩十五万円といふやうな事になつておるのです、實際が。そこでこの間農林省の発表になつたのは先ほど申し上げましたやうに八万何千円と記憶しておりますが、それはよほど御研究になるところには慎重な、ただ附近だけの価格といふものはないのですから、基準がないのですから、實際今の実情では、さういふ点を十分考慮するやうに、その方面へ一つ今のうちから働きかけておいてもらいたいと思つてますが、さういふことがあつたがたのほうの側面的な協力によつてものが実現するのかもしれないか、その点をお伺いしておきたいと思つてます。

○政府委員(長岡伊八君) 本法を適用いたしまして收用委員会にかけますときには、土地收用法に規定いたしております通りに、委員会が各具体的土地につきまして決定されると思つておりますが、只今申し上げました通り、その前の措置につきましては、只今小川委員の御指摘の通りの心組で各方面

○政府委員(長岡伊八君) 只今私の前の答弁がはつきりいたさなかつたかも知れませんが、田中委員の御指摘の通り、收用法の規定いたしてあります権利を使用なら使用しなければならぬといふことでありますならば、当然本法によりまして補償いたします。

○田中一君 法制局のかたに伺いたいのは、この法律の第十二條の一項の「利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し不服の申立をすることが出来る。」とありますが、今調達庁のほうの御説明では「政令で定めるところ」といふのはその手続を指しているのだ、こゝろいう解釈があつたんです。若しも手続のみを政令で定めるところならば、政令で定める手続とどういふことになつたほうが明確ではないか。併しこの政令という文字には何かの内容を含んでおるのじやなからうかという疑念を持つて質問したんです。今のような説明で正しいのでしうかどうか伺いたいと思つてます。

○法制局参事(今枝常男君) 只今御指摘の点でございますが、これは表現自体から参りますとお説のように非常に広い表現になつております。ところがこの場合の関係を條文に當つて読んでみますと、手続以外のことで個々の面を定めるようになつておるものと相像されないやうに思つておられます。そういう意味から参りました結局は政令に限り来られるんじゃないかと、このように思われるのでございます。

○田中一君 今の政令で手続に限られるとおつしやるのですか。

○法制局参事(今枝常男君) ここでこの「政令で定める」といふ事項は、手続以外の事項はちよつとこの場合として想像されないうに思つてますので、

その意味においてここで「政令で定め」といふことは手続だけが定められるという結果になるのではなからうか。従つて表現は広いのであります。定めるといふだけになるんじゃないかと、こゝろ思つておられますが、つまりここで規定しております場合において、手続以外のことで更に政令で定めなからうか、こゝろも想像されないうに思つておられます。今ちよつと見ましたところではそういう意味におきまして、結局は個々の政令で定めるところは手続だけになるのじやなからうか、こゝろ思つておられます。

とも折衝し、利害関係者とも十分納得の行くだけの交渉をいたしたい、かように考へておる次第であります。

○赤木正雄君 参考に頂きました都道府県別種目別接収不動産調査表を見ますと、この中で宅地、田畑、山林、原野その他でありまして、宅地、田畑、山林、原野はいずれも固有よりも民有のほうが非常に多いのであります。その他は固有が非常に多いようです。その他というのは河川敷地とか或いはどういふものを含むのでしょうか。

○政府委員(長岡伊八君) これは甚だ恐縮いたしましたのでありますが、具体的どの土地ということはつきり記憶しておりませんが、北海道あたりにおきまして海岸地帯が接収をされておるようなものもござりますので、そういうものを含んでおると考へております。

○赤木正雄君 作業班のほうといたしましては、大体どういふ数字によつた面積によつて作業をしておられるでしょうか、或いはこの中で民有地は少くして国有地を多くする、こういう御方針でしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(長岡伊八君) 今後使用なり収用いたしますいわゆる駐留軍に提供いたします土地はでき得る限り国有地を先にすることが原則に相成つております。

○赤木正雄君 御方針はわかりましたが、その結論は出ないにいたしました。駐留軍の使用する面積は、今申したこの表によつて出ている面積と大差はないのでしょうか、或いはこれよりも殖えるのでしょうか、どうでしょうか。

○説明員(小沢武夫君) この点につき

ましては、先ほども申しましたように、大体問題になるのは主として演習場それから又飛行場の拡張の問題、それから一部キャンプの拡張問題等もかわりわけでありまして、大体予備作業班といたしましては、できる限り固有財産を優先的に先ず使おうという方針でやつて来ております。併しながら演習場並びに飛行場等に関しましては、その場所が必ずしも固有財産であるとは言い切れなわけでありまして、その点につきまして、或いは一部民有地これは農地、開拓地に関係があるわけですが、の接収問題も起る可能性があるではないかと考へております。併しながらこの点につきましては十分現地の農民その他のかたと接触を保つてできるだけ話合によつて解決したいと考へております。

○赤木正雄君 飛行場に関係する土地はわかりましたが、例の原子爆弾のためのような用地は無論ないと思ひますが、それはどうでしょうか。

○説明員(小沢武夫君) 恐らくそういう問題は起らないと思つております。しばしば問題になり、又従来の各委員会ではやかましく大きな問題なんです。又総理もこれに対しては確たる回答をしておるのですから、なお予備班としてそういうことがあるかないか、この際確めておきたいのです。あなたのほうとしてもはつきりした御返事を伺いたい。

○説明員(小沢武夫君) そういう問題につきましては我々もそういうことが起らないことを確信しております。又若しそういうような要求がありました場合は我々も向うと話し合ひまして、

きるだけそういうことのないように努力したいと考へております。

○田中一君 前回は堀井次長に伺つておいたのですが、この際長官にもう一遍はつきりとした御説明願ひたいのです。原則がこれは使用ということになつておりますが、買上げてくれという要求があつた場合にどこまでも買上げないという方針で行かれるのか、それからどこまでも使用という面のみで押し進めるのか、その点どういふ心組でやつておるか伺ひたい。

○政府委員(横道広吉君) 心がまえといたしましてはこれは臨時的のものでありますので、用が終つたら還すという建前でございます。従ひまして、これは使用が原則である、こういうふうな長期に亘る問題でありますので、被収用者は非常に迷惑でありますから、そういう場合にはできるだけ便宜を図つて買上げるという心がまえでやりたい。それから或る一定の時期におきまして、その期間内でもまあ買上げて欲しいという要求がある場合も恐らくあるだろうと思ひます。その場合にはもうすぐには還るといふことが明白なものについてはそれはそのままにしておきましようが、やはり我々として現実に考へてみて、これはあと二、三年は到底還つて来ないというふうな状況がほぼ明白であればこれは買上げの措置をとつて上げるといふような心がまえでおります。

○田中一君 行政協定によれば、結局この安保條約そのものも日本の自己防衛の態勢が整わない限りアメリカ軍は撤退しないというように我々解釈しておるのです。従つてその駐留の期限は

きめられておりません。長官は何年くらいまでその駐留軍がおるといふことを御想定のもとにこの臨時的の措置の法律だといふことをお考へになつておるのか。

○政府委員(横道広吉君) これは非常にむずかしい御質問でございます。臨時的であるといふことだけは確かにわかつておりますが、三年であるか、五年であるか或いは二年先で済むのかといふことは現在のところ御返答いたしかねます。

○田中一君 若しも我々の解釈ですと、これは永久とは申しませんが、日本の場合からいつて相当な、先だつて誰かアメリカの高官の言を新聞で聞きますと、日本には陸軍だけは十分に持たなければならぬといふようなことを言つておるようなことを聞いております。従つてこうした施設が、日本が陸軍再軍備しして相当な数の陸軍を持つておる場合、無論この施設はそのまま日本の陸軍に継承されるものとして、その長期に或いは永久にこれが還つて来ないといふような想定を我々がしておるのです。今の内閣の方針なり今の国際情勢なりから見ると、その場合どうしても買上げてくれという場合、九十二億の予算以上にその価格が上つた場合、予算の金がなからそれができないのだといつて権利者を強圧するか、あなたがたのほうは一生懸命予算獲得に骨を折るか或いはドルをもちつてそれでその支拂をするか、どういふ形で資金の調達を考へておられるか、これはただ私が空論を言うのではありません、事実においていわれる日本の陸軍の再軍備ができないときにアメリカの

恐らく進駐軍は撤退しないだろうといふ想定は長官自身も持ちになつておると思ふんです。ただ措置としては明確に期限を切つておりませんから或いは一年或いは二年といふようなことも言えるのです。併しそのために二十年、三十年とも言えるわけですから、九十二億といふ予算、これが足りな場合にはどうするか、どこまで強圧して行くか、あなたがた自身の立場の考へ方を伺ひたいと思ふのです。

○政府委員(横道広吉君) 二十七年予算といたしましては、不動産の借料等に充てるための九十二億という予算があることは御承知の通りであります。又その他補償に関しましては多分戦後処理費等の中にも二十六年度の繰越金等入つております。まあそれで取りあへず今年度と申しますか、すでに今年度でございますが、今年度は賄わなければいかんと思ひますが、買上げその他の要求が非常に多くなりまして尤もだと思ふようなものが累積されて来ますと恐らく予算は足りないことが起るだろうと想像します。又その場合におきまして予算が足らんから買わんで予算を要求したいといふ考へております。

○委員(廣瀬兵衛君) それでは今日はこのくらゐにして……。それでは明二十五日の予定を申し上げますが、公共工事の前拂金保証事業に関する法律案の提案理由の説明と宅地建物取引業法案の提案理由の説明、それから今日の土地使用等の特別法案の施行、もう一つ住宅金融公庫法の改正を時間がありましたら続行いたします。なお明日も午

後一時から電源開発の連合委員会がございませう。御出席を願います。本日はこれを以て散会いたします。
午前十一時五十二分散会